ホ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと	
ヘ　第一種随時贈与報告基準事業年度（当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと	
ト　第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額	
チ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと	
第一種特別贈与認定株式再贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）	
イ　第一種随時贈与報告基準期間における代表者の氏名	
ロ　当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数	
ハ　第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数	
ニ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと	
ホ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと	
ヘ　第一種随時贈与報告基準事業年度においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと	
三　当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「第一種特別贈与認定株式再贈与」という。）をしたとき	当該第一種経営承継受贈者が第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日

ホ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと	
ヘ　第一種随時贈与報告基準事業年度（当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと	
ト　第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額	
チ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと	
第一種特別贈与認定株式再贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）	
イ　第一種随時贈与報告基準期間における代表者の氏名	
ロ　当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数	
ハ　第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数	
ニ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと	
ホ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと	
ヘ　第一種随時贈与報告基準事業年度においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと	
三　当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別贈与認定株式再贈与」という。）をしたとき	当該第一種経営承継受贈者が第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日